

令和3年度国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構調達等合理化計画【自己評価】

調達等合理化計画(抜粋)	実施状況
<p>1. 調達の現状</p> <p>(1) 令和3年度の量研の調達全体像</p>	<p>1. 調達の現状</p> <p>(1) 令和3年度の量研の調達全体像 少額随意契約を除いた契約件数は1491件、契約金額は約335億円である。このうち、競争性のある契約は1311件、約295億円、競争性のない随意契約は180件、約39億円である。</p>
<p>(2) 令和3年度の量研の一者応札・応募状況</p>	<p>(2) 令和3年度の量研の一者応札・応募状況 一者応札・応募の状況は、契約件数786件、契約金額約179億円である。</p>
<p>2. 重点的に取り組む分野</p> <p>(1) 随意契約の場合の規程等の厳正な運用 一般競争入札による調達が不可能な案件であって、やむを得ず競争性のない随意契約を行う場合には、量研内に設置された契約審査委員会(委員長は財務部長)において、量研の規程等との整合性及び契約請求金額の妥当性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を受けるとともに、事前及び事後公表を徹底することにより透明性・公開性を確保する。また、契約監視委員会において透明性、公開性、妥当性等の事後点検を受ける。</p>	<p>2. 重点的に取り組む分野</p> <p>(1) 随意契約の場合の規程等の厳正な運用 契約審査委員会(50回開催、審査件数219件)において、競争性のない随意契約(少額随意契約、不落随意契約を除く。)について規程等との整合性及び契約請求金額の妥当性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を受けた。また、契約監視委員会において競争性のない随意契約について、透明性、公開性、妥当性等の事後点検を受けた。 調達等合理化計画のとおり実行できたものと評価する。</p>
<p>(2) 一者応札・応募の競争契約に占める割合の削減 一者応札・応募について、令和3年度の競争契約に占める一者応札・応募の件数・金額の割合を令和2年度よりも下まわるよう取り組む。</p> <p>① 公告から開札までの入札公告期間を十分に確保する。(国の基準である予算決算及び会計令第74条において10日以上としているところを原則として20日間以上とする。)</p> <p>② 仕様書に記載される発注方法、参加資格要件等が合理的な理由なしに特定の業者しか入札に参加できない内容となっていないことを確認し、内容が不十分である場合には適切な記載に改める。</p>	<p>(2) 一者応札・応募の競争契約に占める割合の削減 令和3年度の競争契約に占める一者応札・応募の件数・金額の割合については令和2年度と比較して、件数は8.3%の減、金額は22.2%の減となっている。 引き続き、一者応札・応募案件の削減に努める。</p> <p>入札公告期間は原則として20日以上としている。今後も入札公告期間を十分に確保できるよう引き続き務める。</p> <p>発注方法、資格要件等の内容について見直しを適宜行い、必要に応じて修正させている。</p>
<p>(3) 一括調達、単価契約、他法人の調達成功事例の導入 事務用パソコンの一括調達の実施、単価契約品目の追加の検討、他の法人の調達成功事例を調査し導入する。</p>	<p>(3) 一括調達、単価契約、他法人の調達成功事例の導入 事務用パソコンの一括調達を実施した。また、調達の際には他の法人の調達成功事例を参考としている。なお、単価契約品目については、検討した結果追加する品目はなかった。 調達等合理化計画のとおり実行できたものと評価する。</p>

調達等合理化計画(抜粋)	実施状況
<p>3. 調達に関するガバナンスの徹底</p> <p>(1) 調達に関する規程類の周知</p> <p>量研として、統一的な調達制度の運用を徹底するため、必要に応じて量研の規程類の見直しを行い、職員への周知を図る。</p>	<p>3. 調達に関するガバナンスの徹底</p> <p>(1) 調達に関する規程類の周知</p> <p>契約に関する規程類、マニュアル等について、見直し・制定を行い、見直し・制定した規程類、マニュアル等については職員への周知を行った。調達等合理化計画のとおり実行できたものと評価する。なお、今後も継続的な見直しを行っていく。</p>
<p>(2) 随意契約に関する内部統制の確立</p> <p>競争性のない随意契約による調達を予定する案件(少額随意契約、不落随意契約を除く。)については、事前に契約審査委員会において、量研の規程等との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を受けるとともに、契約監視委員会から事後点検を受けるシステムとする。</p> <p>ただし、病院の運営に関連し、患者へ使用する必要がある装置の故障により、治療に支障を生じている場合や、各拠点において重要な研究機器の故障により研究業務に多大な支障が生じている場合の、緊急に修理をしなければならないといった緊急性が高い調達等、止むを得ないと認められる場合は、事後に契約審査委員会に報告を行うこととする。</p>	<p>(2) 随意契約に関する内部統制の確立</p> <p>競争性のない随意契約案件(少額随意契約、不落随意契約を除く。)については、事前に契約審査委員会において、量研の規程等との整合性及び契約請求金額の妥当性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を受けている。また、事後に契約監視委員会において点検を受けるシステムとしている。調達等合理化計画のとおり実行できたものと評価する。</p> <p>病院の運営に関し、治療に支障が生じる恐れのある装置の修理等について、緊急の調達を行い、事後に契約審査委員会に報告した(2件実施)。各拠点における研究業務に多大な支障が生じる恐れがある重要な機器の緊急修理等の調達を行い、事後に契約審査委員会に報告した。(1件実施)</p> <p>調達等合理化計画のとおり実行できたものと評価する。</p>
<p>(3) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組</p> <p>調達に関する内部チェックマニュアルを必要に応じて見直し、調達に関する相互牽制機能を構築するとともに、調達担当職員を対象に本マニュアルを利用した研修を行い、不祥事の発生の未然防止・再発防止に取り組む。</p> <p>また、他の法人において不祥事が発生した場合には、情報を収集・分析し、規程、マニュアル等へ反映する必要があるかを確認し、必要がある場合には修正し、周知を図る。</p>	<p>(3) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組</p> <p>令和3年度は、調達に関する不祥事の発生はなかったが、調達担当職員を対象に内部チェックマニュアルを利用した研修を行い、不祥事の未然防止に取り組んだ。調達等合理化計画のとおり実行できたものと評価する。</p> <p>文部科学省が所管する国立研究開発法人において、調達に関わる不祥事は発生していない。</p>
<p>(4) 競争性のない随意契約結果の公表</p> <p>競争性のない随意契約(少額随意契約を除く。)を行った場合には、随意契約の透明性を確保し、公平性、妥当性が確認できるよう理由などを付けて毎月公表する。</p>	<p>(4) 競争性のない随意契約結果の公表</p> <p>競争性のない随意契約(少額随意契約を除く)については、理由などを付けて毎月公表を実施している。調達等合理化計画のとおり実行できたものと評価する。</p>

調達等合理化計画(抜粋)	実施状況
<p>4. 自己評価の実施</p> <p>調達等合理化計画の自己評価については、年度終了後に契約監視委員会の点検を受け取りまとめを行い、6月末日までに自己評価結果を公表するとともに、文部科学大臣に報告する。文部科学大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。</p>	<p>4.自己評価の実施</p> <p>令和2年度調達等合理化計画の自己評価については、令和3年4月に自己評価を行ったのち、契約監視委員会の点検を受け、令和3年6月15日に自己評価結果を公表するとともに、文部科学大臣へ報告した。調達等合理化計画のとおり実行できたものと評価する。</p>
<p>5. 推進体制</p> <p>(1) 推進体制</p> <p>本計画に定める各事項を着実に実施するため、木村直人理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により、調達等合理化に取り組む。</p>	<p>5. 推進体制</p> <p>(1) 推進体制</p> <p>調達等合理化検討会の開催が迫られるような契約上の課題は生じていない。</p>
<p>(2) 契約監視委員会による点検</p> <p>監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会を設置し、本計画の策定及び自己評価の際に点検を受けるとともに、契約事務取扱細則に規定する競争性のない随意契約(少額随意契約及び不落随意契約を除く。)、一者応札・応募案件などに該当する個々の契約案件の事後点検を受ける。契約監視委員会の審議概要を公開するとともに、契約監視委員会から意見又は改善の指導等を受けた場合には、対処する。</p>	<p>(2) 契約監視委員会による点検</p> <p>令和3年6月7日の契約監視委員会において、令和3年度調達等合理化計画の策定及び令和2年度調達等合理化計画の自己評価の点検を受けるとともに、契約事務取扱細則に規定する競争性のない随意契約(少額随意契約及び不落随意契約を除く。)一者応札・応募案件などに該当する個々の契約案件の事後点検を受けた。契約監視委員会の審議概要を公開するとともに、契約監視委員会から意見等を受けて、その意見に従い対処している。調達等合理化計画のとおり実行できているものと評価する。</p>
<p>6. その他</p> <p>調達等合理化計画については、量研のホームページにて公表する。</p> <p>なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、契約監視委員会の点検を踏まえて調達等合理化計画の改定を速やかに行う。</p>	<p>6.その他</p> <p>令和3年4月に調達等合理化計画を策定し、契約監視委員会の点検を受け、令和3年6月15日に量研のホームページにて公表した。調達等合理化計画のとおり実行できているものと評価する。</p>